

2025年度 貸与奨学生のしおり

(ダイジェスト版)

この冊子(ダイジェスト版)では、貸与奨学生として採用された後に必要な手続きや返還誓約書の書き方等について特化して説明しています。

より詳細な内容については、日本学生支援機構のホームページに掲載されている「2025年度貸与奨学生のしおり」(全体版)を確認してください。

※授業料後払い制度についても記載しています。授業料後払い制度の詳細は

本冊子の本ページ及び14ページ以降をご覧ください。



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/siori/index.html>

はじめに

みなさんは、日本学生支援機構の貸与奨学生として採用されました。

日本学生支援機構の貸与奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生等に貸与されるものです。

みなさんは、その奨学金の貸与を受ける資格があると認められました。その誇りと自信を持って、勉学に励み、それぞれの描いた未来や夢に向かって、その第一歩を踏み出してください。

貸与奨学金制度

日本学生支援機構の第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)及び第二種奨学金は借入金(貸与奨学金)です。卒業後は必ず返還する義務があります。

この奨学金制度は、先輩が返還した奨学金を後輩の奨学金として直ちに利用する仕組みとなっています。

奨学生ひとりひとりが、責任を持って返還することで、奨学金制度が成り立っていることを忘れないでください。

貸与奨学生としての心構え

(貸与奨学生のしおり(全体版)4ページ)

1. 奨学金制度について、十分に理解してください。
2. 貸与中の手続きは、学校の指示を守り、期間内に行ってください。
3. 奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

注意事項

(貸与奨学生のしおり(全体版)5ページ、併給調整は92ページ)

■提出期限までに必要な手続きを行う

学校が期限を定めて書類の提出や入力等の手続きを求めることがあります。

特に「返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)」(以下、「返還誓約書」といいます)は、必ず期限までに添付書類とともに提出してください。期限までに提出がない場合は、貸与奨学生としての採用が取消しになり、振り込まれた奨学金を全額返金しなくてはなりません。

■借り過ぎに注意

奨学生として採用された後、「返還誓約書」で借用金額等を確認してください。

また、家庭の経済状況や卒業後の返還額を十分に考慮し、適切な貸与月額に見直してください。

■第一種奨学金と高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)を併せて利用するとき

第一種奨学金と高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整(減額又は増額)され、これを併給調整といいます。調整後の貸与月額は「高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)を併せて利用している時の第一種奨学金の貸与月額」で確認してください。

各時期に受け取る書類等と必要な手続き

時 期	受け取る書類等	必要な手続き
奨学生として 採用されたとき	「奨学生証」(16 ～19 ページ)	「返還誓約書」と添付書類の提出 (20 ～ 44 ページ)
毎年 1 回 (12 月～ 3 月頃)	「貸与額通知」(59、60 ページ) ※スカラネット・パーソナルで3月までに確認	スカラネット・パーソナルから 「奨学金継続願」を 2 月までに入力(61ページ)
借り終わるとき	「貸与奨学金返還確認票」 (72 ページ)	スカラネット・パーソナルから口座振替 (リレー口座)加入手続き(72 ページ)

JASSO

奨 学 生 証

(第一種奨学金採用決定通知)

学 校 名	日本学生支援 大学	
奨 学 生 番 号	0XX-XX-XXXXXX	定額返還方式
学 籍 番 号	J12345	第一種奨学金再貸与

奨 学 生 証 持 有 者 氏 名

岡 田 太 郎

あなたは独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の奨学生であることを証します

社会との繋がりを意識し、社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで下さい

独立行政法人
日本学生支援機構理事長

吉 岡 知 哉

(印影付)

令和 XX 年 4 月 1 日

貸 与 の 期 間	20XX 年 4 月分	
返 還 の 期 間	(予定) 20XX 年 4 月分	
貸 与 の 月 額	¥1,000	

加算先払融資名 奨学金利息未払

※返金は貸し付け第一種奨学金の貸付と受取り完了の日の翌以降、所定の学校と教育機関へ返金の貸し入れを完了した日からとなります。1ヵ月以上滞り込みを要する場合があります。

返還誓約書 (20～44ページ)

[illegible]

「日本学生支援機構から奨学金を借り、卒業後は約束どおり返還します」という契約書です。印字されている内容を確認の上、学校が定めた期限までに必ず提出してください。

※本冊子4ページより記入例等を掲載していますので参考にしてください。
※返還誓約書に添付する書類は保証制度により異なります。(26ページ)

スカラネット・パーソナル (86ページ)

※「スカラネット・パーソナル」は奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになりますので未登録の場合は新規登録が必要です。

奨学金貸与・返還シミュレーション (88ページ)

借りる額などの条件を設定することで、毎月の返還額や返還回数などをシミュレーションできるシステムです。



<https://scholar-ps.sas.iasso.go.jp/mypage/>



<https://simulation.sas.iasso.go.jp/simulation/>

奨学金の受け取り方（45ページ）

奨学金は、毎月 11 日にあなた名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

※4月は21日、5月は16日

※振込日が土日祝日の場合は、その前営業日に振込み

振り込まれる金額 ＝ （機関保証の方）奨学生証の「貸与月額」－「保証料」
（17ページの⑤-⑧）
＝ （人的保証の方）奨学生証の「貸与月額」（19ページの⑤）

※第一種奨学金と高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を併せて利用する場合、併給調整されることがあるので注意してください。

また、給付奨学金が自宅通学の月額の場合、第一種奨学金も自宅通学の月額になります。

なお、第一種奨学金と給付奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は本機構にて行いますが、精算処理ができない場合（調整後の月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。

奨学金を借りている間の各種変更手続き

- 振り込まれる金額に関する変更（増額・減額）（47ページ）
※一時的な増額・減額はできません。
- あなたやあなたの奨学金借入れに関する人の登録情報（氏名・住所・振込口座など）の変更（46ページ、52ページ）
- 奨学金を途中で辞退する場合や、休学・退学などの学籍上の身分変更がある（あった）場合（52～56ページ）

奨学金継続の手続き（毎年12月～2月頃）（61ページ）

「奨学金継続願」（あなたの1年間の収入・支出も報告）をスカラネット・パーソナルから入力

➡ 学校による成績などの審査 ➡ 次の年度の奨学金を受け取れるかが決定

※学業成績が不振の場合などは、次の年度の奨学金が受け取れなくなることがあります。（63、64ページ）

奨学金の返還について（74～78ページ）

返還金は、奨学金を借り終わるときにあなたが登録した口座（振替用口座（リレー口座））から、毎月引き落とされます。

〈あなたが返還する金額〉					
【第一種奨学金の場合】			【第二種奨学金の場合】		
保証料(天引き)			利子	利子	
あなたに振り込まれた金額	あなたに振り込まれた金額	借用総額 ＝ 返還総額	保証料(天引き)	あなたに振り込まれた金額	借用総額 ＝ 返還総額
			あなたに振り込まれた金額		
機関保証	人的保証		機関保証	人的保証	

返還が困難になった場合【救済制度】（79～81ページ）

- 返還月額を減額して返還する（減額返還）
- 返還期限を先送りにする（返還期限猶予）
- 在学中の返還を先送りにする（在学猶予）

※減額返還・返還期限猶予を利用した場合も、返還総額は変わりません。

返還が困難になった場合は、救済制度の利用を検討してください！

※適用基準あり

返還誓約書の記入例①（機関保証） 各自が署名してください。

（第一種奨学金の返還誓約書を例にしています。）

①【奨学金の種類】

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別
第一種：無利子
第二種：有利子
- ・保証区分
機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

②【誓約日】

スカラネットで入力した誓約日です。

①

【第一種機関保証】

返 還 誓 約 書

（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸与金を下記のとおり借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のおしり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学貸与金は、第一種奨学金（無利息）であり、機関保証を選択しました。

④【奨学生本人の住所】

ここに記載のある住所はあなたが現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。

②

令和 XX 年 4 月 1 日

③

借用金額

¥ 2 4 4 8 0 0 0

⑤【奨学生本人の署名】

住民票の表記のとおり署名してください。旧字体が表記されている場合は、旧字体のまま署名してください。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットが漢字のどちらかで署名してください。

④	奨学生番号	6XX-XX-XXXXXX	CD	7	00	採用種別	予約
	在学学校	日本学生支援大学					
	住所	〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1					
	電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666			
	氏名	(奨学 太郎)	フリガナ	シヨウガ タロウ			
⑤	署名	奨 学 太 郎					
	平成 XX 年 11 月 11 日生	性別	男				
貸与条件	貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計			
	20XX 年 4 月 ~ 20XX 年 3 月	48 月	51000 円	2448000 円			
	年 月 ~ 年 月	月 月	円 円	円 円			
	年 月 ~ 年 月	月 月	円 円	円 円			
⑥	返還条件	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金	
	月賦返還	毎月27日	180 回	13600 円	13600 円	13600 円	
	併用返還	月賦返還選択時の総支払い額				2448000 円	
	併用返還	月賦分 毎月27日	*** 円	*** 円	*** 円	*** 円	
	併用返還	半年賦分 毎年1・7月の27日	*** 円	*** 円	*** 円	*** 円	
	併用返還	併用返還選択時の総支払い額				*** 円	

注：あなたは、所得連動返還方式を選択しているため、毎年の割賦金はその前年のあなたの所得（あなたが被扶養者の場合、扶養者の所得を合算）に応じ決定されます。上記「返還の条件（目安）」に記載の内容は「借用金額」欄記載金額から算出された割賦金であり、あなた等の所得が把握できない場合に適用されます。

【重要】 1. 個人番号の提出がない場合、所得連動返還方式の適用を受けられません。

2. 所得連動返還

③【借用金額】

- ・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。ただし、奨学生証に印字されている併給調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は、併給調整後の貸与月額により算出されています。
- ※併給調整等により貸与月額が変動する場合は、実際に貸与された奨学金の総額について返還義務を負います。併給調整により第一種奨学金の貸与月額が0円となる場合がありますが、その場合も返還誓約書の提出は必要です。

⑥【返還の条件】

「月賦返還1」または「併用返還2」のいずれかのボックスに✓を記入してください。

月賦返還	毎月27日
併用返還	月賦返還選択時の月賦分 毎月27日
	半年賦分 毎年1・7月の27日
	併用返還選択時の月賦分 毎月27日

※返還の方法は、本返還誓約書で選「月賦・半年賦併用返還」は選択で「奨学生のおしり」に記載してあります※給付奨学金の支援対象者が第一種※人的保証とは連帯保証人及び保証※機構は、奨学金の貸与を受けていた※ご記入いただいた情報及びあなたのこの利用目的の適正な範囲内におられますが、その他の目的には利用いたしません。行政機関及び公益法人等が

押印は不要です。

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

〔所得連動返還方式（猶予年限特例）〕※裏面（項番２２）参照

※本人が未成年者（18歳未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、肩書の欄にそれぞれ署名してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

本人以外の連絡先	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4 - 5 - 2 9	電話番号 03-XXXX-3333	携帯電話番号 090-XXXX-7777	印不要
	氏名 (機構 次郎)	フリガナ キョウシロウ		
7	署名 機構 次郎			
8	続柄 おじ	昭和 XX 年 10 月 1 日生		***
	勤務先	電話番号 *****		
	***** 記入不要 *****			
***	住所 〒 -			
***	*****			
***	電話番号 *****	携帯電話番号 *****		
***	氏名 *****	フリガナ		***
	署名 *****			
	続柄	** 年 ** 月 ** 日生		***
	勤務先	電話番号		
***	住所 〒 -			
***	*****			
***	電話番号 *****	携帯電話番号 *****		***
***	氏名 *****	フリガナ		***
	署名 *****			
	続柄	** 年 ** 月 ** 日生		***
***	住所 〒 -			
***	*****			
***	電話番号 *****	携帯電話番号 *****		***
***	氏名 *****	フリガナ		***
	署名 *****			
9	続柄	** 年 ** 月 *		***

添付書類

・「保証依頼書（兼保証委託契約書）」・保証料支払依頼書」（コピー不可）

9 【添付書類】

必要な添付書類が印字されています。添付漏れがないようによく確認してください。申込時に奨学生本人のマイナンバーが未提出の場合は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

104900
00
2006
123456
20XX
0000

【記入上の注意】

- ・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。消せるボールペンの使用は不可です。
- ・記入を誤った場合の訂正方法は本冊子の「返還誓約書の署名・押印・印字の訂正方法」（11 ページ）を参照してください。

7 【本人以外の連絡先の署名】

本人以外の連絡先に選任された人物が署名してください。

8 【続柄】

「その他（ ）」と印字されている場合は（ ）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

【親権者の署名】

あなたが未成年の場合は親権者欄が印字されるため、親権者（または未成年後見人）が署名してください。

※「月金場」

返還誓約書の記入例②（人的保証）各自が署名等してください。

（第二種奨学金の返還誓約書を例にしています。）

① 【奨学金の種類】

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

- 貸与種別
第一種：無利子
第二種：有利子
- 保証区分
人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

② 【誓約日】

スカラネットで入力した誓約日です。

③ 【借用金額】

現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

返 還 誓 約 書

（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）

より借用いたします。併せて他の諸規程によってあなたが返還することを誓約し提出した個人番号について。また、裏面の「個人情報貸与金は、

第二種奨学金（利息付）であり、人的保証を選択しました。家計支持者として個人番号を提出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

令和 XX 年 4 月 1 日

借用金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

④ 【奨学生本人の住所】

ここに記載のある住所はあなたが現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。

奨学生番号 8XX-XX-XXXXXX

CD 7 001

採用種別 予約

在学学校 日本学生支援大学

住所 〒 135 - 8630

東京都江東区青海 2-2-1

電話番号 03-XXXX-1111

携帯電話番号 090-XXXX-6666

氏名 (奨学 太郎)

フリガナ ショウガク タロウ

⑤

奨 学 太 郎

平成 XX 年 11 月 11 日生 性別 男

貸与の条件

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
20XX年 4月～20XX年 3月	48月	50000円	2400000円
年 月～年 月	月 月	円 円	円 円
年 月～年 月	月 月	円 円	円 円

返還の条件

返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還 毎月27日	180回	16769円	16769円	16917円
併用返還 月賦分 毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円
併用返還 半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円
併用返還選択時の総支払い額(利子込み)				3019908円

選択された利率の算定方法：利率見直し方式（おおむね5年ごとに見直されます。）

注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

〔参考〕令和6年11月貸与終了者に実際に適用された利率（年0.8000%、増額貸与部分は年1.0000%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還 毎月27日	180回	14205円	14205円	14320円
併用返還 月賦分 毎月27日	180回	7102円	7102円	7209円
併用返還 半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	42630円	42630円	42660円
併用返還選択時の総支払い額(利子込み)				2557397円

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用」です。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定あり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。

※給付奨学金の支援対象者が第一種奨学金の貸与を受ける際の借用金額については、裏面「返還誓約書記載事項について」の3を参照してください。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度、機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」として貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（※還業務を含む。）のために利用されます。

利用目的の適正な範囲内が、その他の目的には行政機関及び公益法

必要に応じて提供に提供されます。

⑥ 【返還の条件】

「月賦返還1」または「併用返還2」のいずれかのボックスに✓を記入してください。

※この欄には参考として過去に実際に適用された利率で計算した場合の返還例が印字されています。

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

※本人が未成年者（18歳未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。

親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

連帯保証人	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-XXXX-0000	携帯電話番号 090-XXXX-9999	氏名 (奨学 一郎)	フリガナ ショウガク イチロウ	実印
7	奨学 一郎					一奨学
8	続柄 父	昭和 XX 年 1 月 1 日生				
勤務先	(株) 奨学機構	電話番号 03-XXXX-2222				五奨学
保証人	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	電話番号 03-XXXX-9999	携帯電話番号 090-XXXX-1234	氏名 (奨学 五郎)	フリガナ ショウガク コロウ	
7	奨学 五郎					五奨学
8	続柄 祖父	昭和 XX 年 4 月 25 日生				
勤務先	(有) 奨学商店	電話番号 03-XXXX-5678				
***	住所 〒 -	*****				***
***	電話番号 *****	携帯電話番号 *****				***
***	氏名 *****	フリガナ				***
***	署名 *****					***
***	続柄	** 年 ** 月 ** 日生				
***	住所 〒 -	*****				***
***	電話番号 *****	携帯電話番号 *****				***
***	氏名 *****	フリガナ				***
***	署名 *****					***
9	続柄	** 年 ** 月 ** 日生				

添付書類

- ・連帯保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
- ・連帯保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可）（例：源泉徴収票、市区町村発行の所得証明）
- ・保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
- ・保証人の「返還保証書」（コピー不可）及び「資産等に関する証明書類」（コピー可）

※「借入金額 月まで借 金額」は 場合があ

9 【添付書類】

必要な添付書類が印字されています。添付漏れがないようによく確認してください。申込時に奨学生本人のマイナンバーが未提出の場合は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

！

【記入上の注意】

- ・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。消せるボールペンの使用は不可です。
- ・記入を誤った場合の訂正方法は本冊子の「返還誓約書の署名・押印・印字の訂正方法」（11ページ）を参照してください。

7 【連帯保証人・保証人の署名・押印】

選任された人が署名し、実印で押印してください。

8 【続柄】

「その他（ ）」と印字されている場合は（ ）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

【親権者(2)の署名】

あなたが未成年の場合は、親権者欄（2）が印字されるため、連帯保証人を兼ねている親権者(1)以外の親権者が署名してください。

添付書類について

○返還誓約書に添付が必要な書類（併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に書類を添付する必要があります。）

保証の種類	添付書類
機関保証	1. 「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書（機構・協会用）」 ⇒記入方法については本冊子の『保証依頼書の記入例』（9 ページ）を参照してください。 ※添付が必要な人のみ市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」（コピー不可、マイナンバーの記載がないもの）
人的保証	1. 連帯保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村で発行されたもの、コピー不可、返還誓約書に印字された誓約日から 3 か月前以降に発行されたもの（例：誓約日が 4 月 1 日の場合、1 月 1 日以降に発行されたもの）） 2. 連帯保証人の「収入に関する証明書」（1 年間の収入が分かるもの、マイナンバーの記載がないもの、コピー可） ⇒下表参照 3. 保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村で発行されたもの、コピー不可、返還誓約書に印字された誓約日から 3 か月前以降に発行されたもの（例：誓約日が 4 月 1 日の場合、1 月 1 日以降に発行されたもの）） ※添付が必要な人のみ市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」（コピー不可、マイナンバーの記載がないもの） ※連帯保証人・保証人に 4 親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に 6 5 歳以上の人を選んだ場合は、上記書類の他に「返還保証書」と資産等に関する証明書類を提出してください。 ⇒本冊子の『返還保証書（様式13）の記入例』（10ページ）を参照してください。 ただし、奨学生本人が未成年の場合の連帯保証人は、親権者又は未成年後見人である必要があります。

○連帯保証人の収入に関する証明書（提出時において最新の一年間の収入が分かる証明書類、コピー可）

収入の状態・状況	証明書類	発行所
給与所得又は給与所得以外	所得証明書	市区町村の役場
給与所得（給料・賃金・役員報酬等）	源泉徴収票	勤務先
給与所得以外（自営業等）	確定申告書（控） ※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済みであることが確認できるものを添付してください。	税務署
確定申告書（控）の提出ができない場合	納税証明書（その 2）	税務署
年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）	年金振込通知書 又は 年金額改定通知書	日本年金機構等
前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書	勤務先
生活保護受給者	保護決定（変更）通知	福祉事務所
上記の書類が提出できない場合	課税証明書 非課税証明書	市区町村の役場

保証依頼書の記入例

(機関保証選択者は全員提出のうえ返還誓約書への添付が必要です)

【署名・記入】

返還誓約書に印字された日付時点であなたが成年の場合、保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書（一枚目）には、あなたの署名・記入が必要です。

※返還誓約書に印字されている日付時点であなたが未成年の場合は、未成年者用の保証依頼書を使用のうえ、あなたと親権者（未成年後見人）の署名・記入が必要です。

①【奨学生番号】
返還誓約書の奨学生番号を記入してください。

②【本人欄（2か所）】
あなた（奨学生本人）が署名・記入してください。

③【奨学生本人欄住所】
あなたが現在住んでいる住所を記入してください。

【親権者同意書】（未成年者用）
あなた（奨学生本人）が未成年の場合には、親権者（父及び母）がそれぞれ（いずれかがいない場合は一人）署名・記入してください。未成年後見人の場合は、未成年後見人が署名・記入してください。

【成年者用】

① 保証依頼書（兼保証委託契約書）

公財財団法人
日本国際教育支援協会理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の貸与を申し込むに当たり、機構に対するインターネットによる奨学金申込み内容又は奨学金申込みの記載内容並びに施設内容により申込をする奨学金の貸与（返還）について保証することを真意記載の保証委託契約書に同意し、以下の【保証事項】を確認したうえで、公財財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に委託します。

また、本依頼書の記載事項が虚偽の内容によるものであった場合、機関保証への加入が無効となっても異議はありません。

【保証事項】 日本人が自分の意思と責任により申し込まれる行為は、更に必要額を選択している。

- ・奨学金は責任を持って返還する必要がある。（保証料を支払うことで返還が免除されることはない。）
- ・奨学金の返還を一定期間延滞した場合、経済制裁（延滞返還、返還期間延長）がある。
- ・奨学金の返還を一定期間延滞した場合、私の（代わり）に協会が機構に対し返済するが（これを代位弁済という）、その後は協会に貸しその分を返済しなければならない。
- ・代位弁済が行われるとその借額が個人信用情報機関に登録され、延滞情報が登録された時と比べクレジットカードや住宅ローン等の利用に、より厳しい制約を受けることがある。

④

申込日 令和 X 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

【未成年者用】

未成年者用はこの部分に親権者同意書が設けられています。

② 保 証 料 支 払 依 頼 書

独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 殿

公財財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公財財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、奨学金の交付の際に各自都府県独立行政法人日本学生支援機構から引き引いて支払うこととさせていただきます。

② 本人欄（2か所）

氏 名 奨 学 太 郎

フリガナ ショウガク タロウ

生 年 月 日 XX 11 11

現 住 所 〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

④

依頼日 令和 X 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

③ 奨学生本人欄住所

あなたが現在住んでいる住所を記入してください。

【未成年者用】

あなた（奨学生本人）が未成年の場合には、親権者（父及び母）がそれぞれ（いずれかがいない場合は一人）署名・記入してください。未成年後見人の場合は、未成年後見人が署名・記入してください。

※ 様式は作成日時点のものです。

④【日付】

申込日、依頼日の両方とも返還誓約書に印字された日付（スカラネットで入力した誓約日）を記入してください。

上段「申込日」
中段「依頼日」
あなたが記入してください。

※日付の修正が必要な場合

上段「申込日」
中段「依頼日」
あなたが記入してください。
訂正する場合は訂正部分を二重線で削除してください。

【訂正例】

申込日 令和 X 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

依頼日 令和 X 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

【奨学生本人が未成年の場合】

親権者（後見人）同意書の「同意日」：親権者（または未成年後見人）が記入してください。

訂正する場合は訂正部分を二重線で削除してください。

【訂正例】

同意日 令和 X 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

返還保証書（様式13）の記入例（人的保証選択者）

この様式は、連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合に65歳以上の人を選んだ場合に、貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有することを証明する「資産等に関する証明書類」を添付して提出する必要があります。必要ない資力を有するとは以下④をご参照ください。ただし、あなたが未成年の場合の連帯保証人は、親権者又は未成年後見人であることが条件となります。

※この様式は本機構造亦ホームページに掲載の「貸与環境学生のしおり」からダウンロードするが、学校に申し出て学校から受け取って下さい。

1 【目付】

返還誓約書に印字された日付（スカラネット）で入力した誓約日）を記入してください。

2 【当該人物欄】

当該人物（連帯保証人または保証人）が署名し、実印を押印してください。「生年月日」と「契学生本人との関係」が返還誓約書と一致するように記入してください。

③【奨学生本人情報欄】

当該人物（連帯保証人または保証人）があなた（奨学生本人）の氏名、奨学生番号、生年月日を記入してください。



当該人物（連帯保証人または保証人）がすべての項目を記入してください。

[illegible]

※様式・文書は変更する場合があります。

④ 資産等の状況が以下Ⅰ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを証明する証明書類の添付が必要です。

I 年間収入・所得で判定

- ・給与所得者
年間収入320万円以上
(証明書：源泉徴収票、年金振込通知等)
- ・給与所得者以外
年間所得220万円以上
(証明書：確定申告書(控))を提出する場合
申請) による受付結果画面、即時通知等、
みであることが確認できるものを添付し

II 預貯金・不動産評価額等で判定

合計額が貸与予定総額（返還誓約書に印字されている金額）（保証人は貸与予定総額の2分の1）以上
（証明書：預引金残高証明書、取引残高報告書（評価額がわかるもの）、固定資産評価証明書（評価額がわかるもの）は、併せて登記事項証明書（全部事項証明書）」が必要。ただし、固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は提出不要。「返還保証書」の裏面参照。）

Ⅲ 上記ⅠとⅡの組み合わせで判定

- Ⅰ + (Ⅱ ÷ 16) で算出される金額が
(給与所得者の場合) 320万円以上
(給与所得者以外の場合) 220万円以上

※年金は給与として扱います。

※給与所得以外の場合で給与所得もあるときの判定基準は、年間所得220万円以上です。

※給与明細、通帳のコピーは不可。

※「2025年度 貸与奨学生のしおり(全体版)」もご確認ください。

②【連帯保証人・保証人の押印（実印）の訂正】

- 二重線で削除し、その直かつ当該者欄内に押印（実印）してください。

〔定額返還方式（猶予年限特例）〕※裏面（具備2.2）参照

- 現存者**1**人
 1922年（大正11年）に署名した
 親筆者がいない場合には、未成年後見人が何人かに署名した
 親筆者がいる場合、未成年後見人が何人かに署名した
 親筆者がいない場合には、未成年後見人が何人かに署名した

電話番号 03-XXXX-0000 携帯電話番号 090-XXXX-XXXX
氏名 (姓 学 一 部) フリガナ シヨウカク イマワ

③

氏名 鈴木 誠二	住所 〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29		電話番号 03-XXXX-9949	署名 明子	実印 
	(株) 奨学機構				
勤務先 父①奨学一郎	昭和 XX 年 1 月 1 日生	電話番号 03-XXXX-2222	携帯電話番号 090-XXXX-8888	署名 明子	実印 
勤務先 父②奨学一郎	昭和 XX 年 4 月 4 日生	電話番号 03-9999-0000	携帯電話番号 090-9999-0000	署名 明子	実印 

- 電話番号 *****
 携帯電話番号 *****
 氏名 *****
 署名 *****
- 姓
 名
- ください。
 ！

同時に行

*****	住所	*****
*****	〒	*****
*****		*****
*****		*****
*****	電話番号	*****

・押印し直した印

【印字・署名の訂正不備】

ください。

- ・訂正印が訂正後の署名に重なる場合は不可です。

正) 本人、親権者、本人以外の「連絡先」(連帯保証人・保証人)

機構 明子

返還誓約書記載事項訂正届 (様式25-1、様式25-2) の記入例

この様式は返還誓約書に印字された情報を訂正・追加する場合に必要となります。

※あなた（奨学生本人）の氏名・生年月日の訂正は、他にも必要な手続きがありますので、必ず学校に申し出てください。

※この用紙は学校に申し出て、学校から受け取ってください。

※返還誓約書に印字された誓約日の時点で奨学生本人が未成年の場合は、未成年者用の様式25-2を使用してください。

【氏名】
氏名欄にアルファベットは記入不可です。
カタカナ表記で記入してください。

【返学生本人欄】
様式の二重枠線内の日付・返学生番号・返学生本人の氏名及びフリガナは必ず記入してください。
※返学生本人欄の訂正は、本人以外の他の者（連帯保証人等）のみを訂正する場合で、本人欄の「日付」「返学生番号」「氏名」「フリガナ」は必ず記入してください（本人欄の他の項目は記入しなくても構いません）。この欄は返学生本人欄の訂正にのみ記入する必要があります。この場合本人欄の項目は記入しなくても構いません。

【返学生本人欄】
返学生本人欄について一部でも訂正がある場合は、様式の太線枠内の本人欄は、全ての項目を記入してください。

【返学生本人欄】
返学生本人欄について一部でも訂正がある場合は、様式の太線枠内の本人欄は、全ての項目を記入してください。

【返学生本人欄】
返学生本人欄について一部でも訂正がある場合は、様式の太線枠内の本人欄は、全ての項目を記入してください。

【返学生本人欄】
返学生本人欄について一部でも訂正がある場合は、様式の太線枠内の本人欄は、全ての項目を記入してください。

【返学生本人欄】
返学生本人欄について一部でも訂正がある場合は、様式の太線枠内の本人欄は、全ての項目を記入してください。

【返学生本人欄】
返学生本人欄について一部でも訂正がある場合は、様式の太線枠内の本人欄は、全ての項目を記入してください。

 各自の署名・連帯保証人・保証人の押印は返還誓約書上で修正してください。(本冊子11ページ)

14 ページ以降は
大学院修士課程相当の授業料後払い制度について、詳しく記載しています。

授業料後払い制度を利用する方は
ご確認ください。

授業料後払い制度とは・・・

大学院修士課程（博士前期相当の課程を含む）や専門職学位課程の在学者が、在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得等に応じて納付（後払い）できるという制度です。実際の方法としては、機構が授業料相当額の奨学金（支援対象授業料）を奨学生に貸与したものと原則学校に振り込み、卒業後に、所得等に応じて（大学にではなく）機構に返還していただくものです。

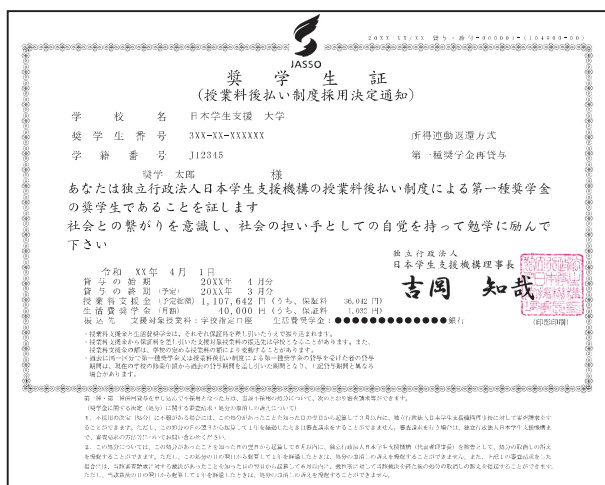
授業料後払い制度では、授業料相当額の支援を含む「授業料支援金」と、在学中の生活費の支援である「生活費奨学金」の2つの支援を無利子で受けることができます。なお、生活費奨学金は、学校ではなく奨学生本人の口座に振り込みます。

「貸与奨学生のしおり【授業料後払い制度】(全体版)」から特に重要な項目をピックアップしています。ページ数は本機構ホームページ掲載の「貸与奨学生のしおり【授業料後払い制度】(全体版)」のページ数を表示しています。

各時期に受け取る書類等と必要な手続き

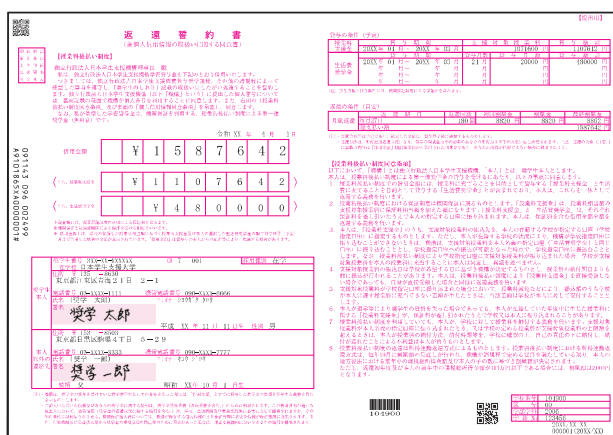
時 期	受け取る書類等	必要な手続き
奨学生として採用されたとき	「奨学生証」(10、11ページ)	「返還誓約書」と添付書類の提出(12～23ページ)
毎年1回 (12月～3月頃)	「貸与額通知」(35ページ) ※スカラネット・パーソナルで3月までに確認	スカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」を2月までに入力(36ページ)
借り終わるとき	「貸与奨学金返還確認票」(47ページ)	スカラネット・パーソナルから口座振替(リレー口座)加入手続き(47ページ)

奨学生証 (10、11ページ)



あなたが本機構の奨学生であることを証明するものです。印字されている項目を自身で確認の上、大切に保管してください。

返還誓約書 (12～23ページ)



「日本学生支援機構から奨学金を借り、卒業後は約束どおり返還します」という契約書です。印字されている内容を確認の上、学校が定めた期限までに必ず提出してください。

※本冊子16ページに記入例等を掲載していますので参考にしてください。

※返還誓約書に添付する書類は「貸与奨学生のしおり【授業料後払い制度】(全体版)」14ページを参考にしてください。

スカラネット・パーソナル (58、59ページ)

スカラネット・パーソナルは、あなたの奨学金に関する情報(奨学金の金額・借りる期間・振込口座等)の確認や奨学金に関する手続きに必要なシステムです。「貸与額通知」の確認や「奨学金継続願」の入力も、スカラネット・パーソナルから行いますので、必ず登録してください。※「スカラネット・パーソナル」は奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになりますので未登録の場合は新規登録が必要です。



<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

奨学金の申込みから受取りまで（24、25ページ）

授業料後払い制度は、授業料に対する「授業料支援金」と生活費に充てる「生活費奨学金」の2つで構成されています。

授業料支援金と生活費奨学金は、それぞれ保証料を差し引いたうえで振り込まれます。（これらの金額は「スカラネット・パーソナル」で確認できます。）

授業料支援金は学校もしくはあなた名義の普通預金（貯金）口座に、学校が指定した月に振り込まれます。振込先は学校が指定します。奨学生証をご確認ください。

なお、授業料支援金の額は、学校の定める授業料の額により変動することがあります。

生活費奨学金は、毎月11日にあなた名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

※4月は21日、5月は16日。

※振込日が土日祝日の場合は、その前営業日に振込み。

奨学金を借りている間の各種変更手続き

■生活費奨学金の金額の変更（増額・減額）（27ページ）

※一時的な増額・減額はできません。

■あなたやあなたの奨学金借入れに関する人の登録情報（氏名・住所・振込口座など）の変更（25、30ページ）

■奨学金を途中で辞退する場合や、休学・退学などの学籍上の身分変更がある（あった）場合（31～34ページ）

奨学金継続の手続き（毎年12月～2月頃）（36ページ）

「奨学金継続願」（あなたの1年間の収入・支出も報告）をスカラネット・パーソナルから入力

➡ 学校による成績などの審査 ➡ 次の年度の奨学金を受け取れるかが決定

※学業成績が不振の場合などは、次の年度の奨学金が受け取れなくなることがあります。

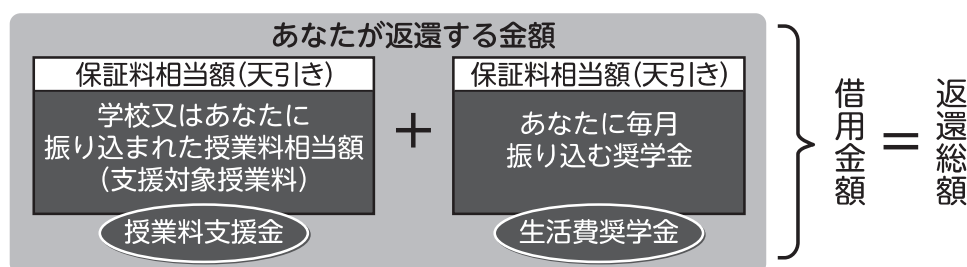
奨学金の返還について（49、50ページ）

授業料後払い制度において授業料支援金と生活費奨学金はまとめて1つの奨学金として返還します。

授業料後払い制度の返還は「所得連動返還方式」により行います。

「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に基づき毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる返還方式です。

返還金は、奨学金を借り終わるときにあなたが登録した口座（振替用口座（リレー口座））から、毎月引き落とされます。



返還が困難になった場合【救済制度】（51、52ページ）

■返還期限を先送りにする（返還期限猶予）

■在学中の返還を先送りにする（在学猶予）

※救済制度を利用した場合も、返還総額は変わりません。

返還が困難になった場合は、救済制度の利用を検討してください！

※適用基準あり

